



鳥取県公報

平成14年12月10日(火)
第7442号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	生活保護法による介護機関の指定 (611) (福祉保健課) 1
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (612) (県民活動推進課) 1
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (613) (経済交流課) 2
	保安林の指定の解除 (614) (森林保全課) 4
	公共測量の実施 (615) (管理課) 4
	建築基準法に基づく指定確認検査機関の業務区域の増加の認可 (616) (建築課) 4
公 告	障害者就業・生活支援センターの指定に関する企画提案型選考による候補者の 選定 (労働雇用課) 5
調達公告	落札者の決定 (病院局総務課) 7
正 誤	平成14年11月5日付鳥取県告示第556号中訂正 8

告 示

鳥取県告示第611号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成14年12月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
合資会社幸風	岩美郡岩美町大字浦富3185-2	幸風デイサービスセンター	岩美郡岩美町大字浦富3185-2	通所介護	平成14年10月1日
社会福祉法人麗明会	西伯郡大山町安原1118-1	ばんだの里指定通所介護事業所	西伯郡大山町安原1118-1	通所介護	平成14年10月11日
〃	〃	ばんだの里指定痴呆対応型共同生活介護事業所	〃	痴呆対応型共同生活介護	〃

鳥取県告示第612号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人

の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成15年1月28日までの間、鳥取県生活環境部県民活動推進課において公衆の縦覧に供する。

平成14年12月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 申請のあった年月日

平成14年11月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人いんしゅう鹿野まちづくり協議会

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

徳重 善孝

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

気高郡鹿野町大字鹿野1422 - 1

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は地域住民に対して伝統文化、芸術等の振興を図る活動に取り組むとともに、新しいまちづくりを積極的に推進する事業を行う。

そのことにより地域の発展と活性化に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第613号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第4号から第6号までに掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成14年12月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンプラザ

日野郡日野町根雨168 - 1 ほか

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前 株式会社日野ショッピングプラザ 1,237㎡

変更後 株式会社日野ショッピングプラザ 1,237㎡

株式会社コメリ 996㎡

計 2,233㎡

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 収容台数 変更前 227台

変更後 100台

イ 荷さばき施設の位置及び面積

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 面積 変更前 52.4㎡
変更後 75.2㎡

ウ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 容量 変更前 18.0㎡
変更後 25.1㎡

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 株式会社日野ショッピングプラザ 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時

変更後 株式会社日野ショッピングプラザ 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時

株式会社コメリ 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前9時から午後9時まで

変更後 午前8時30分から午後9時30分まで

ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前 株式会社日野ショッピングプラザ 午前6時から午後5時まで

変更後 株式会社日野ショッピングプラザ 午前6時から午後5時まで

株式会社コメリ 午前3時から午後4時まで

3 変更年月日

平成15年7月21日

4 届出年月日

平成14年11月20日

5 変更に係るもの以外の事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、所在地及び代表者の氏名

株式会社日野ショッピングプラザ 日野郡日野町根雨168 - 1 代表取締役社長 松浦洋一

株式会社コメリ 新潟市米山四丁目1 - 28 代表取締役社長 捧 賢一

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐輪場の位置及び収容台数

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 収容台数 40台

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(ア) 出入口の数 第1駐車場 1か所

第2駐車場 1か所

(イ) 位置 6の書類に記載のとおり

6 縦覧に供する書類

変更事項届出書及びその添付書類

7 縦覧に供する期間

平成14年12月10日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済交流課

日野町日野730

日野総合事務所県民局県民課

日野町根雨101

日野町企画振興課

9 意見書の提出

日野町の区域内に居住する者、日野町において事業活動を行う者、日野町の区域をその地区とする商工会その他の日野町に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第614号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成14年12月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 解除に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字市瀬字篠ヶ川2495の15

2 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

3 解除の理由

河川管理施設用地とするため

鳥取県告示第615号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、米子市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成14年12月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 作業種類 公共測量（米子市都市計画基本図作成業務）

2 作業期間 平成14年11月18日から平成15年3月28日まで

3 作業地域 米子市の全域及び西伯郡日吉津村の全域

鳥取県告示第616号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の22第1項の規定に基づき、指定確認検査機関の業務区域の増加を認可したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成14年12月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定確認検査機関の名称及び所在地

財団法人鳥取県建築住宅検査センター

鳥取市田園町三丁目375

- 2 増加した業務区域
倉吉市及び東伯郡

公 告

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）第9条の19に規定する障害者就業・生活支援センターの指定に関し、企画提案型選考によりその候補者を選定するので、次のとおり公告する。

平成14年12月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 障害者就業・生活支援センターの概要等

障害者就業・生活支援センターは、職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障害者（以下「支援対象障害者」という。）に対し、公共職業安定所、法第9条第3号に規定する地域障害者職業センター（以下「地域障害者職業センター」という。）、法第9条の12第2項に規定する障害者雇用支援センター（以下「障害者雇用支援センター」という。）、社会福祉施設、医療施設、盲学校、聾学校、養護学校その他の関係機関（以下「関係機関」という。）との連携を図りつつ、身近な地域において必要な指導、助言その他の支援を行うことにより、その雇用の促進及び職業の安定を図ることを目的として次に掲げる業務（以下「業務」という。）を行うものである。

- (1) 支援対象障害者からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整、支援対象障害者に係る状況の把握、支援対象障害者を雇用する事業主に対する雇用管理に関する助言、関係機関に係る情報の提供その他の支援対象障害者が職業生活における自立を図るために必要な援助を総合的に行うこと。
- (2) 支援対象障害者が、法第9条第1号に規定する障害者職業総合センター、地域障害者職業センター、障害者雇用支援センターその他法第9条の2第5号イに規定する職業準備訓練（以下「職業準備訓練」という。）を適切に行うことができると認められる事業主により行われる職業準備訓練を受けることについてあっせんすること。
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、支援対象障害者がその職業生活における自立を図るために必要な業務を行うこと。

なお、選定する数は、1とし、選定された者は法第9条の18の規定による知事の指定を受けた上で、業務を行うものとする。

2 参加資格

参加表明書を提出することができる者は、次に掲げる条件のすべてを満たす者とする。

- (1) 支援対象障害者の職業の安定を図ることを目的として設立された県内に所在地を有する民法（明治29年法律第89号）第34条の法人、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人又は医療法人であって、業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものであること。

ア 職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足る経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

イ アに定めるもののほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、支援対象障害者の雇用の促進その他福祉の増進に資すると認められること。

(2) 平成15年1月から業務を開始できる者であること。

3 企画提案書の評価

企画提案書の評価は、次に掲げる事項につき、別に定める障害者就業・生活支援センター指定に係る企画提案型選考募集要領（以下「募集要領」という。）に定める事項を勘案して、学識経験者、行政関係者等で構成する障害者就業・生活支援センター指定法人選考審査会（以下「審査会」という。）が行う。

- (1) 業務の実施体制
- (2) 業務の計画
- (3) 能力及び専門的知識
- (4) 実施方針及び将来性

4 企画起案書の特定

最も優れた企画起案書の特定は、3による審査後の評価を基に知事が行う。

5 手続等

(1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部労働雇用課雇用政策室（鳥取県庁本庁舎5階）

電 話 0857 - 26 - 7691

0857 - 26 - 7692

ファクシミリ 0857 - 22 - 6630

(2) 募集要領等の交付

募集要領は、インターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/db/downyoushiki.htm>）から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により交付するものとする。

ア 直接交付を希望する者

(ア) 交付期間及び時間

平成14年12月10日（火）から同月13日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(イ) 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部労働雇用課雇用政策室

倉吉市東巖城町2 鳥取県中部県民局県民課（中部総合事務所）

米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部県民局商工労働課（西部総合事務所）

イ 郵送を希望する者

平成14年12月10日（火）から同月12日（木）までの間に(1)の担当部局まで連絡すること。

(3) 参加表明書の提出

ア 提出方法

本件業務に係る企画提案書の提出を希望する者は、募集要領に基づき、参加表明書を作成し、持参又は郵送の方法により提出すること。

イ 提出場所

(1)に同じ

ウ 提出期限

平成14年12月16日（月）正午（郵送による場合は、同日までに到着したものに限り、受け付ける。）

(4) 企画提案書等の提出

(3)の参加表明書を提出した者は、募集要領に基づき企画提案書を作成し、他の提出書類と併せて次のとおり持参すること。

ア 提出書類の内容

(ア) 企画提案書

(イ) 法人の定款又は寄附行為の写し

(ウ) 過去3年間の収支決算書及び事業報告書（設立以後3年を経過していない場合は、設立年以後に係るものとする。）並びに平成14年度収支予算書及び事業計画書

イ 提出部数

各10部

ウ 提出場所

(1)に同じ

エ 提出期限

平成14年12月19日（木）午後5時

(5) 質問の受付

ア 提出方法

この公告による選定について質問がある場合には、募集要領に基づき、質問書を作成し、持参、郵送又はファクシミリによる送信のいずれかの方法により提出すること。

イ 提出期限

平成14年12月16日（月）正午（郵送による場合は、同日までに到着したものに限り、受け付ける。）

6 その他

(1) 企画提案書に係る費用

企画提案書の作成及び発表に要する費用は、企画提案書の提出者（以下「提出者」という。）の負担とする。

(2) 企画提案書の発表

企画提案書の内容については、次のとおり提出者の発表の機会を設ける。

ア 日 時 平成14年12月24日（火）

時間は、参加表明書を提出した者に、別途連絡する。

イ 場 所 参加表明書を提出した者に、別途連絡する。

ウ 内 容 審査会において、各提出者が約10分間の発表を行うとともに、審査会の委員による質疑を行う。

なお、発表時間については、参加者の数により変更することがある。

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年12月10日

鳥取県営病院事業管理者 林

喜 久 治

- 1 調達物品の名称及び数量 マルチスライスCT装置 一式
- 2 契 約 方 式 一般競争入札
- 3 落 札 日 平成14年10月18日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社自治体病院共済会
東京都千代田区紀尾井町3 - 27
- 5 落 札 金 額 191,625,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 入 札 公 告 日 平成14年9月6日

- 7 落札方式 最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称 鳥取県立中央病院事務局経営課
及び所在地 鳥取市江津730

正 誤

平成14年11月5日付鳥取県告示第556号（保安林の指定予定について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	行	誤	正
1	下から2	塔田	字塔田